

各 位

大和ハウス工業株式会社
代表取締役社長 大野直竹
大阪市北区梅田 3-3-5

戸建住宅・賃貸住宅用の防火シャッター雨戸における不適合施工について

弊社はこのたび、戸建住宅・賃貸住宅用の防火シャッター雨戸^{※1}の取り付け方法の一部が、国土交通大臣が認定した仕様に適合しない疑いのあることを国土交通省に報告しました。

特定行政庁による調査の結果、東京都内（5 棟）および千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府（各 1 棟）において建設した戸建住宅について、認定した内容に不適合であることが判明しました。

また、今回不適合となった建物と同様の不適合が発生している疑いのある戸建住宅および賃貸住宅が 1,863 棟（このうち住宅性能評価物件 653 棟^{※2}）あることを国土交通省へ報告しました。

今後弊社は、国土交通省ならびに特定行政庁の指導の下、1,863 棟の建物の点検を行い、同様の不適合が確認された物件に対して必要な改修工事を行います。

なお、弊社が不適合施工を再現した防火シャッター雨戸を、第三者性のある性能評価機関において遮炎性能試験を行った結果、建築基準法の求める必要な性能が確保されており、安全上支障がないことが確認されています。

お客様ならびに関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

あわせて、同時期に建設され、建築基準法上、遮炎性能を求められていないシャッター雨戸を取り付けた戸建住宅および賃貸住宅 1,963 棟についても、弊社が定めた施工要領と異なる施工を行っている疑いがあるため、順次、点検し同様の施工が確認された物件に対して必要な改修工事を行います。

※1. 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロで規定される防火設備の一種です。

※2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度を利用している住宅は、評価方法基準のうち、耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））の基準に不適合となります。

記

1. 不適合施工の内容

防火シャッター雨戸について、20 分間の遮炎性能を有する防火設備としての国土交通大臣認定（認定番号：EB - 0833、EB - 0920、EB - 0836）の仕様に適合しない施工方法が 2 点ありました。

（別紙「本来の施工仕様と不適合施工仕様」をご参照ください）

- （1）シャッターメーカー指定のねじ（φ4^{※3}×60mm）以外のねじ（φ4×25mm等）で固定していたこと。
- （2）シャッターメーカー指定のねじ（φ4×60mm）以外のねじ（φ4×16mm 等）を所定の位置以外に固定していたこと。

※3. φは直径のこと。

2. 判明した不適合になった建物と同様の疑いのある建物の棟数

- ・対象物件 : 弊社の全国の事業所で施工し、お引き渡した戸建住宅・賃貸住宅の一部の物件
- ・対象期間 : 平成 25 年 7 月 4 日から平成 26 年 3 月 31 日に防火シャッター雨戸を施工した物件
- ・該当棟数 : 合計 1,863 棟 (このうち住宅性能評価物件 653 棟)
合計 1,863 棟の内訳 : 戸建住宅 686 棟、賃貸住宅 1,177 棟

3. 不適合施工に至った原因

(1) 防火シャッター雨戸を取り付ける作業者が本来の施工を表記した要領書に従った施工を行いませんでした。

弊社の防火シャッター雨戸は、平成 25 年 7 月より順次、新製品への切り替えを行っていました。取り付けねじの仕様もこれに伴って変更しましたが、その点について防火シャッター雨戸を取り付ける作業者が認識せず、施工したために発生しました。

(2) 防火シャッター雨戸施工後は、弊社工事担当者による自主検査を行っておりますが、施工部分が覆われる構造のため、不適合箇所を発見できませんでした。

4. 建物の安全性について

弊社は、不適合施工を再現した防火シャッター雨戸を、第三者性のある性能評価機関において試験し、遮炎性能の確認を行いました。試験の結果、建築基準法の求める必要な性能が確保されており、安全上支障がないことが確認されています。

この試験結果を受けて、今後当該施工方法について、国土交通大臣認定を取得していきます。

5. 今後の対応について

弊社では、今回不適合施工の可能性のある建物にお住まいのお客様に対しては、平成 26 年 12 月 17 日発送のダイレクトメールにて個別にご説明申し上げるとともに、特定行政庁の指導の下、不適合の疑いのある 1,863 棟の該当建物の点検を行い、不適合施工が確認された場合には改修工事を行います。

あわせて、今後このような事態が発生しないように再発防止策を講じます。

このたびは、対象となった建物と同様の不適合の可能性のある建物の特定と改修方法の決定に時間がかかり、お客様にご報告が遅れましたこと、ならびにお客様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、このたびの不適合施工を厳粛に受け止め、「安全・安心」の住まいづくりに努めるとともに、全社をあげて信頼の回復に努めてまいります。

■お問い合わせ窓口

大和ハウス工業株式会社 シャッター雨戸対策室

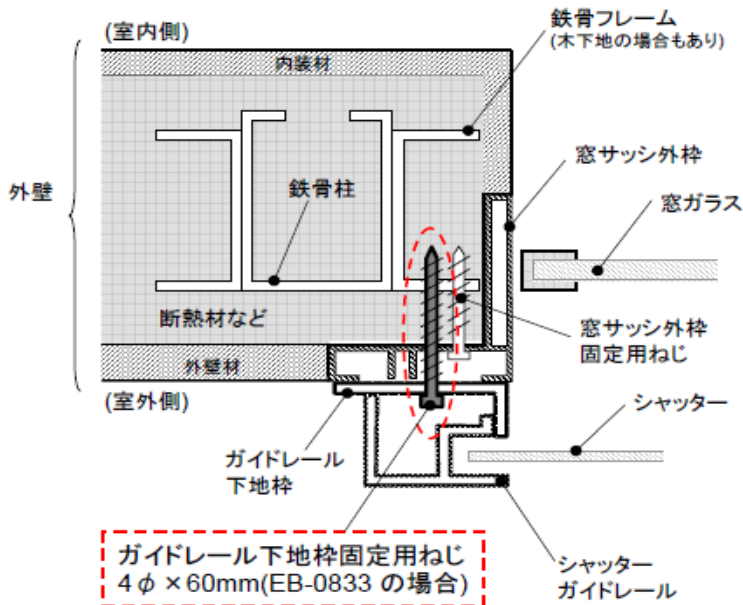
電話番号 : フリーダイヤル 0120-373-712 (受付時間 : A.M9:00~P.M6:00 無休)

※平成 26 年 12 月 27 日から平成 27 年 1 月 4 日までお休みさせていただきます。

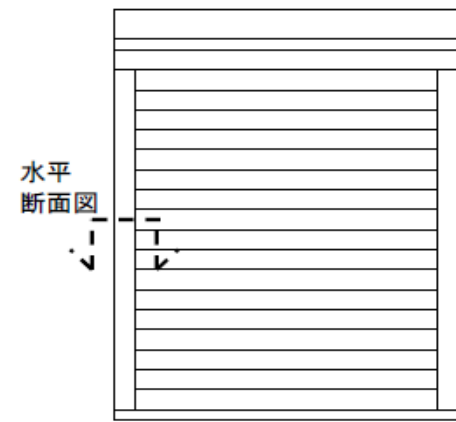
以 上

【本来の施工仕様】

水平断面図イメージ

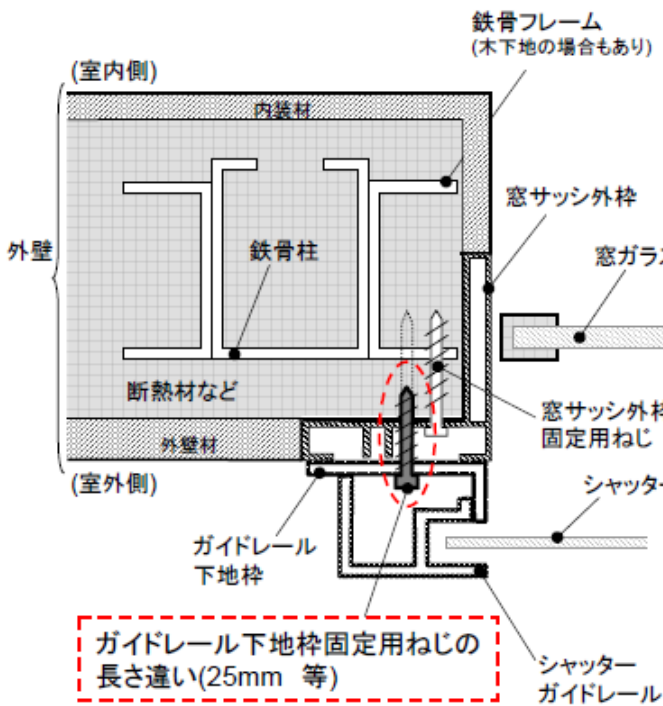


立面図イメージ



【不適合施工仕様 パターン①】

水平断面図イメージ



【不適合施工仕様 パターン②】

水平断面図イメージ

